

筑後川下流用水総合対策事業に関する事業実施計画が認可されました！

[令和5年4月14日（金）]

令和5年4月14日、「筑後川下流用水総合対策事業」に関する「事業実施計画」が認可されました。

本事業実施計画は、関係利水者（10土地改良区）、関係県知事（福岡県知事及び佐賀県知事）及び関係行政機関の長との協議・合意形成を経て、主務大臣（農林水産大臣）より認可されたものです。

筑後川下流用水施設は、筑後川下流地域に広がる福岡・佐賀両県の広大な農地に水を供給するための施設であるとともに、大詫間幹線水路は地域の排水も担っています。

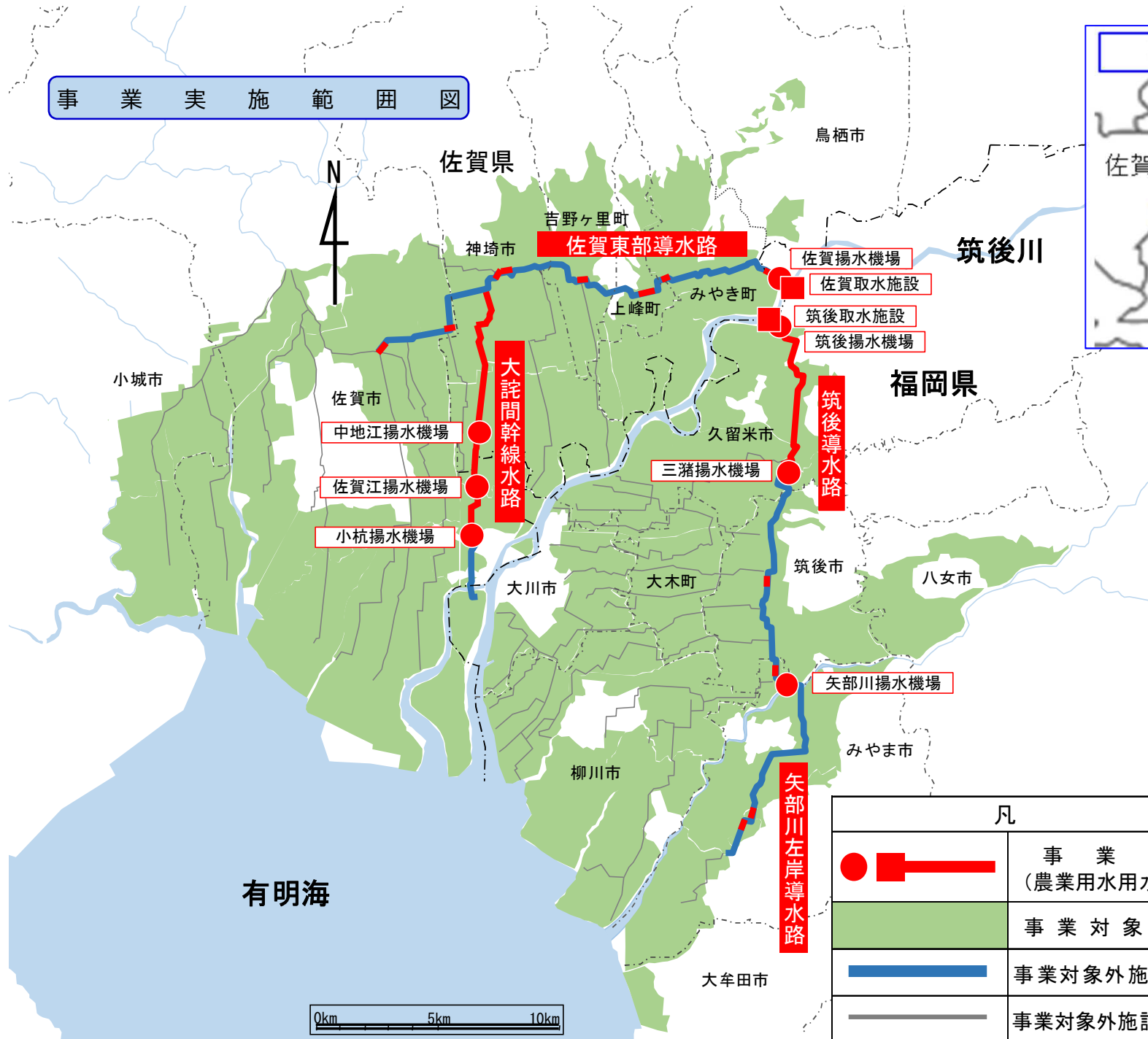
早急に事業の効果を発揮させるため、今後、施設の改築に係る調査・設計等に取り組んでまいります。

筑後川下流用水総合対策事業

- 関係市町：福岡県大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡大木町
佐賀県佐賀市、鳥栖市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町、同郡みやき町
- 予定工期：令和5年度から令和19年度まで（15年間）
- 総事業費：約630億円

事業種別	対象施設	対象箇所数	実施内容
施設更新対策 [古くなった施設をなおす]	管水路等 (パイプライン)	延長 約9km (福岡県久留米市、筑後市、みやま市、 佐賀県三養基郡みやき町、同郡上峰町、 神埼郡吉野ヶ里町、神埼市、佐賀市)	・古い管を新しい管に入れ替える ・古くなった管を内部から補強する
	機械設備	揚水機場（ポンプ設備） 7機場 (左岸側) 筑後・三潴・矢部川 (右岸側) 佐賀・中地江・佐賀江・小杭	・ポンプ設備等を更新する
		ゲート、バルブ設備 一式	・ゲート、バルブ設備を更新する
	電気通信設備	電源設備 一式 制御監視設備 一式 電気防食設備等 一式	・電気通信設備を更新する
地震対策 [地震にそなえる]	取水施設	筑後川左岸 取水施設 一式 (福岡県久留米市) 筑後川右岸 取水施設 一式 (佐賀県三養基郡みやき町)	・基礎地盤の液状化対策を行う ・構造物自体の耐震補強を行う
	導水路	筑後導水路 約0.5km (福岡県久留米市)	・河川の下を通過する区間について、 施設を内部から補強する
佐賀東部導水路 約0.1km (佐賀県三養基郡上峰町)		・道路の下を通過する区間について、 管水路周辺の液状化対策を行う	
農地防災対策 [洪水にそなえる]	クリーク (大詫間幹線水路)	延長 約9km (佐賀県神埼市、佐賀市)	・クリークの法面对策を実施する

事業実施範囲図



凡 例	
	事業対象施設 (農業用水用水路・揚水機場など)
	事業対象施設の受益地
	事業対象外施設 (機構管理区間)
	事業対象外施設 (国・県管理区間)

